

現代の国家と経済

大内秀明・柴垣和夫編



有斐閣選書

現代資本主義においては、経済の政治化あるいは政治の経済化とよばれるほど、国家と経済の関連は密接不可分離なものとなっている。本書は、資本主義の発展史をふまえつつ、理論・実態の両面から現代国家の本質に迫る。

現代の国家と経済

大内秀明・柴垣和夫編



有斐閣
選書

現代の国家と経済

《有斐閣選書》

昭和54年2月15日 初版第1刷印刷

¥ 1,400.

昭和54年2月25日 初版第1刷発行



編 者 大内秀明・柴垣和夫

発 行 者 江 草 忠 允

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

東京都千代田区神田神保町2-17

電 話 東 京 (264) 1311 (大代表)

郵便番号〔101〕振替口座東京6-370 番

本郷支店〔113〕文京区東京大学正門前

京都支店〔606〕左京区田中門前町44

印刷 大日本法令印刷・製本 高陽堂製本

© 1979, 大内秀明・柴垣和夫. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

1333-082110-8611

はしがき

現代資本主義は、混合経済であるとか、国家独占資本主義とか呼ばれるように、国家と経済の関連が密接不可分離なものとなっている。経済の政治化、いいかえれば政治の経済化と呼ばれるような現象が拡大しているのである。今日の経済現象のほとんどすべてが、抽象的な経済学の理論や法則では説明できなくなってしまっているし、市場経済では処理できない外部領域の比重が増大している。「経済学の危機」が叫ばれるのも、経済学の理論や法則の無力化というより、むしろ経済現象の歴史的变化によって、国家と経済の関連が変わってきたことによるのではなからうか。

こうした現代経済の変貌にたいして、公共経済学などの新しい分野が開拓されているし、政治経済学の復活のころみもある。しかし、マルクス経済学の伝統からすれば、初期のマルクスが国家と市民社会の関連を問い、そして市民社会の解剖学として経済学を探究したのである。経済学が国家論と方法的に関連し、経済学の射程の内部に国家論が位置づけられている点に、マルクス経済学の方法的優位性がもとめられるはずであらう。

周知のとおり、下部構造である経済過程と区別された公的権力体としての国家は、資本主義

經濟の成立とともに近代國家として形成されたものであった。古代社會や中世社會においても、政治權力としての國家がなかったわけではないが、それは支配階級自身が直接備えていた強力そのものを核としたものであり、しかもそれは、奴隸や農奴など被支配階級に労働＝生産活動を強制し、社會の經濟生活を確保するための不可欠の媒介物となっていたのである。いいかえれば、古代や中世の社會では、人間の社會生活において經濟と政治とが——さらにいえば宗教などの精神活動をふくめて——未分離の状態にあったといつてよい。

ところが、マルクス以後のマルクス主義における従来の國家論は、右の公的權力体としての近代國家と古代・中世のそれとの差異に、十分な関心をはらつてこなかったように思う。これらは、いずれも階級社會における支配階級の「道具」として一括されて理解され、問題にされてきた。そして、それは、國家論へのアプローチが、いわゆる唯物史觀の公式に直接依拠しておこなわれてきたためであつた。周知のように、唯物史觀の公式では、生産力の一定の發展段階に対応した生産諸關係の總体（＝經濟的機構）としての「土台」と、國家をもふくむ「上部構造」との關係が、前者が後者を規定するものとして一般的に——つまり資本主義社會と他の社會とを區別せずに——定式化されていたからである。

宇野弘藏博士による『資本論』の再構成と、三段階論（原理論・段階論・現状分析論）としての經濟學方法論の提唱は、國家論へも新しい接近方法をきりひろくものであつた。前者による

原理論の完結した体系化は、資本主義社会においてはじめて、経済過程が商品経済によって自己完結的に充足され、唯物史観にいう「土台」が純粋な姿で把握されることを明らかにし、したがって「上部構造」としての国家は、この「土台」の外側に存在するものとして想定されなければならぬことが示唆された。また、資本主義経済の発生・確立・爛熟を解明した段階論の舞台こそ、それぞれの段階の経済過程の原理的世界からの偏差に対応した政治権力のあり方を解明する、国家論の本格的舞台であることが提示された。このような視角からの国家へのアプローチは、これまで、経済学の側からは、経済政策論や財政学の領域ですすめられながら、それらの方法的地位が明確化された。そして現状分析の領域においては、経済・政治・法などの諸社会現象が渾然一体となっているその総体を総括するとともに、現代の資本主義と現代国家が分析されることになるわけである。

本書もまた、このような視角からの試みのひとつであるが、国家論への接近を、経済政策とか財政のような経済過程に近い側面に限定せず、多少とも視野を広げて、従来経済学以外の社会諸科学が対象としてきた側面にも関心を払うように努めた。そこに本書のひそかな野心もあるのであるが、それだけに思わぬまちがいを犯しているかもしれない。読者の建設的な批判を期待したいと思う。全体の構成はやや詳しい目次が語っているのでここではのべないが、各章の内容はいずれも執筆者個人の責任に属するものである。

本書が企画されてからすでにかなりの月日が経過した。この間、遅々としたわたくしたちの作業を、根気よく見守りはげましてくださった有斐閣編集部、とくに鹿島則雄氏に心からお礼を申しあげる次第である。

一九七九年一月

編
者

▽ 執筆者紹介 (五十音順) —————

大 内 秀 明	東北大学教養部教授	第2章
岡 本 友 孝	東北大学教養部助教授	第5章
岡 本 英 男	東北大学大学院博士課程	第1章3
加 藤 栄 一	東京大学社会科学研究所教授	第4章
斎 藤 忠 雄	広島修道大学短期大学部講師	第1章1・2
柴 垣 和 夫	東京大学社会科学研究所教授	第9章
高 木 郁 朗	山形大学人文学部助教授	第7章
高 橋 弦	東北大学大学院博士課程	第6章3
新 田 俊 三	東洋大学経済学部教授	第8章
半 田 正 樹	東北大学大学院博士課程	第6章2
平 本 厚	東北大学経済学部助教授	第6章1
細 谷 昂	東北大学教養部教授	第3章
村 上 和 光	金沢大学教育学部講師	第2章

目次

はしがき

◆ 「国家と経済」をめぐる理論の形成

1

経済学の形成と国家

—— ロック、スミス、リカードウの国家論 ——

1

1 ジョン・ロックの国家論

2

- A 政治と宗教の分離（王権神授説の否定）
 B 私的所有権の合法化
 C 貿易差額政策の提唱
 D 重商主義段階における国家論

2 アダム・スミスの国家論

13

- A 富の蓄積と国家
 B 重商主義政策の批判と自由放任政策の提唱
 C スミス国家論の構造

3 リカードウの国家論

26

- A 『原理』と三大階級の議会改革論
 B リカードウの財政論
 C リカードウ

2

マルクス『資本論』体系と国家

——市民社会と国家——

1 問題の提起

2 初期マルクスの国家認識

A 『ユダヤ人問題によせて』
イツ・イデオロギー

B 「ヘーゲル国法論批判」

C 『ド

3 『資本論』体系と国家論

A 『経済学批判』とプラン問題
本論の「国家」規定

B 『資本論』体系の意義

C 『資

4 後期マルクスとエンゲルス

A 『フランスにおける内乱』
ス国家論の到達点

B エンゲルスの国家論

C マルク

3

レーニン『国家と革命』とウェーバーの官僚制論

——現代的国家論の登場——

1 レーニンとウェーバーの資本主義論

A 第一次大戦と「国家と経済の融合」
「生産の社会化」

B レーニンの資本主義論と

C ウェーバーの資本主義論と「合理化、組織化」

2 レーニンの『国家と革命』

A 『国家と革命』執筆の背景

B 階級抑圧の機関としての国家

37

38

40

47

58

71

72

78

C 国家独占資本主義と移行の理論

3 ウェーバーの官僚制論……………

86

A 「合理的組織」としての官僚制 B 「全般的官僚制化」の時代としての現代 C レーニンとウェーバー

◆ 現代資本主義と国家

4 資本主義の発達と国家……………

95

——帝国主義段階における国家の役割——

1 自由主義段階における国家——イギリス——……………

96

A 経済の自立化と国家干渉 B 自由主義財政 C 自由主義段階の国家構造

2 帝国主義段階の成立と国家の役割の変化……………

104

A 金融資本の成立——ドイツを中心に—— B 世界市場の再編と帝国主義国家の成立 C 階級関係の再編と社会国家の成立

5 現代資本主義における国家の役割……………

127

——国家独占資本主義成立期——

はじめに

6

現代国家論の諸潮流

——多元的国家論・フランクフルト学派・欧米マルクス主義国家論——

183

1 国家独占資本主義成立の世界史的過程

129

2 戦時動員体制下の国家と経済——原型——

133

A レーニンの所説 B 戦時国家独占資本主義の三要因 C 組織

化と管理 D 労資の同権化と協調体制 E 金本位制の一時停止と

赤字財政 F 三要因の再生——ワイマル体制の誕生——

3 多元論的デモクラシー下の国家と経済

147

——地方自治と国家独占資本主義の早産——

A 反「冷い社会化」運動 B 妥協体制下の救済的財政支出の増大

C 地方自治とインフレ的地方財政金融 D 金融資本の組織化要請

E 金融資本と通貨当局の連携 F 運動の本質と早産した国家独占資

本主義 G 世界恐慌下での国民的合意とライヒスバンク

4 構造不況救済型インフレ政策と独占の強化

158

——一九二〇年代の世界——

5 経済的ナショナリズム下の国家と経済——確立——

162

A 世界恐慌の意義と性格 B デフレ政策下の方向転換 C 景気

政策の政治的・経済的背景 D 国民社会主義的組織化とインフレ政策

E インフレ・メカニズム、財政金融の組織化 F 国民経済の組織化

G 為替管理、貿易統制、原料統制 H 労働力の組織化と国家独占資

本主義の限界

はじめに

1 多元的国家論

- A 多元社会化と国家の変質
B ラスキの多元的国家論
C 多元的国家論と現代国家

185

2 フランクフルト学派の国家論

- A ボロックの「国家資本主義」
B ホルクハイマーの「権威主義的国家」
C 「ビヒモス」としての国家社会主義体制

193

3 欧米マルクス主義の国家論

- A 現代の国家論
B ヘゲモニーと国家
C 現代国家の正統化

204

◆ 戦後体制と国家の現実

7

軍産複合体制

——アメリカにおける国家と経済——

1 軍産複合体の規定

2 経済の軍事化から軍産複合へ

3 軍産複合体の機能

- A 国防支出の経済効果
B 技術開発をつうずる「組織化」
C 企業の組織化
D 労働の組織化
E 組織化の世界的拡大

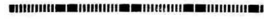
227

222

220

219

	8	4
	高度産業国家と「福祉の論理」	軍産複合体制の限界
	——フランスにおける国家と経済——	
	はじめに	
1	ゴリズム体制の総括	
2	政治的総合とゴリズム——アヴリルの見解を中心として——	
	A ゴリズム体制の歴史的評価 B 産業化の論理と大統領共和制	
3	現代資本主義における国家と経済	
	A 産業化の論理と国民諸階層の組織化 B 「新しい情況」とジスカールディアン体制の成立 C 「管理された資本主義」	
4	ブロー・プログラム——国家と経済の新しい関係——	
	A 「産業化の論理」と「福祉の論理」 B ブロー・プログラム C 現代資本主義と新中間層	
9	政・官・財複合体	
	——日本における国家と経済——	
1	方法的・歴史的前提	
2	戦後日本国家の枠組	
281	276	275
		264
		254
		246
		243
		239
		236



	A	サンフランシスコ体制	B	戦後改革による国家独占資本主義体制
3		経済主体としての政府とその機能		291
	A	政・官・財複合体としての政府	B	国民経済における政府
	C	政府の機能 (1)	D	政府の機能 (2)
4		総括と展望		306
索引				巻末

1 経済学の形成と国家

——ロック、スミス、リカードウの国家論——

▽ J・ロック、A・スミス、そしてD・リカードウの経済理論と国家論は、資本主義の世界史的発展段階に規定されていた。

▽ ロックのばあい、毛織物工業の発展とともに進行するイギリスの本源の蓄積を背景として、貨幣的契機を重視する経済理論とそれにもとづく国家論を展開している。ロックとは逆に、スミスは資本主義体制の枠組を維持すべきものとして国家を論ずるのであるが、それは産業革命の前夜ともいうべき経済状況にもとづいて資本主義経済の自律的運動機構を解いた経済理論によっている。さらに産業資本の発展は、リカードウに経済理論と国家論とを分離させ、理論の純化と現実的国家的獲得とを論じさせている。

▽ 三人の経済理論は、それぞれ資本主義経済の解明に鋭く迫るものではあったが、経済の発展段階に規定されて大きな限界をもっていた。そしてそれにもとづく国家論も、特殊歴史性を認識しないまま、当時の発展方向を支持する展開にとどまったのであった。

1 ジョン・ロックの国家論

ジョン・ロック（一六三二—一七〇四年）の国家論は、当時のイギリスの前期重商主義から後期重商主義への転換期における政治経済状況に規定されて、およそ三つの柱によって展開されているとみることができる。すなわち、まず第一に、理性への信頼を楯に政治を宗教から分離させることによって王権を制限すること、第二に、労働を根拠にしてすでに進行しつつあった土地を中心とする私的所有権を正当化させ、政府に保障させること、そして第三は、当時の富Ⅱ金銀という理解に基づいて貿易差額政策を主張し、国家が経済過程に介入することを積極的に認め、究極的には資本の本源の蓄積と統一的国民国家の形成という進行しつつある現実を理論的に根拠づけること、であった。

A 政治と宗教の分離（王権神授説の否定）

〔一〕王政復古（一六六〇年）直後に発行された二冊の著書である『世俗権力二論』*（一六六〇年）と『自然法論』*（一六六四年）によると、この頃のロックはまだ「人民主権」の考えはもっていない。たとえば、天然自然の状態におけるすべての人間を支配する自然法（law of nature）は、いぜんとして神の意志からなるものであって、各個人の欲求や利益に基礎づけられたものではないとしている。さらに、神以外の「立法者が他人に及ぼす支配はすべて、立法権も、服従の義務を課する権利も、神のみから借り